

# 特集1 医師の働き方改革に伴う タスク・シフト/シェアと 臨床工学

編集責任

公益社団法人 日本臨床工学技士会

青木郁香 AOKI, Fumika



この度、医師の働き方改革の実現に向けたタスク・シフト/シェアを推進することを目的として、臨床工学技士法の改正がなされた。これにより、我々臨床工学技士の業務範囲が拡大した。この最も大きなものとしては、診療補助行為として生命維持管理装置を用いる治療における医療用の装置の操作が加わったことが挙げられる。具体的には輸液ポンプ等の操作、アブレーションにおける高周波発生装置の操作、内視鏡外科手術における内視鏡ビデオカメラの操作(スコープオペレータの業務)の3つである。また、血液浄化においては、血液浄化装置の先端部等への接続・先端部等からの除去について、従来、シャントのみが記載されていたところに表在化動脈と表在静脈が追記された。

それ以外にも、法令改正を伴わないが臨床工学技士へのタスク・シフト/シェアを推進すべき業務として、厚生労働省通知により13の事項が明確にされた。

他方、タスク・シフト/シェアを効率的に進めるためには、1. 意識改革・啓発、

2. 知識・技能の習得、3. 余力の確保が重要であるとされる。タスク・シフト/シェアを受ける側の個々の医療従事者が知識・技能を習得することは当然である。さらに、医療機関全体として、病院長等の管理者の意識改革・啓発に加え、医療従事者全体の意識改革・啓発も必要であり、さらにはタスク・シフト/シェアを受ける側の医療関係職種の余力の確保も必要不可欠である。

本特集では、医師の働き方改革の議論、法令改正に至る経緯や改正内容および業務範囲追加に対する厚生労働大臣指定の研修について説明するとともに、臨床工学技士による麻酔補助やスコープオペレータの業務において、先進的に取り組む医療機関の事例を紹介する。これらが、今後、おのの医療機関で検討される医師の労働時間削減の計画立案の参考になることを期待する。さらには、新たな領域における臨床工学技士の業務の展開により、医療機器を用いる診療が従来以上に適正かつ安全に実施されることにつながるならば嬉しい限りである。